

令和8年度 水戸市電気自動車等充給電設備（V2Hシステム） 設置補助金申請の手引き

水戸市では一般家庭における脱炭素化の取組を促進するため、電気自動車又はプラグインハイブリット自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及推進にあたり、電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）設置補助金（以下「補助金」という。）を交付します。申請に当たっては、「補助金交付要項」及び本「手引き」の内容を必ず確認するようお願いいたします。

問合せ及び提出先 水戸市生活環境部環境保全課保全係
〒310-8610 水戸市中央1-4-1
水戸市役所3階
TEL 029-232-9154（直通）

- 1 申請受付 令和8年4月1日（水）から
（先着順に受け付け、予算の上限に達した時点で終了とします。）

2 補助対象

対象設備	以下の要件を満たす
電気自動車等 充給電設備 (V2H システム)	●電気自動車又はプラグインハイブリット自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等からの分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものであること。 ●市販されており、一般に購入できるものであること。 ●据え付けて設置できるものであること。 ●未使用品であること。

※ 電気自動車等充給電設備（V2H システム）については、国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。

※ リースは対象外とします。

※ キャンペーン等で無料となる場合等は、対象外とします。

3 補助対象経費

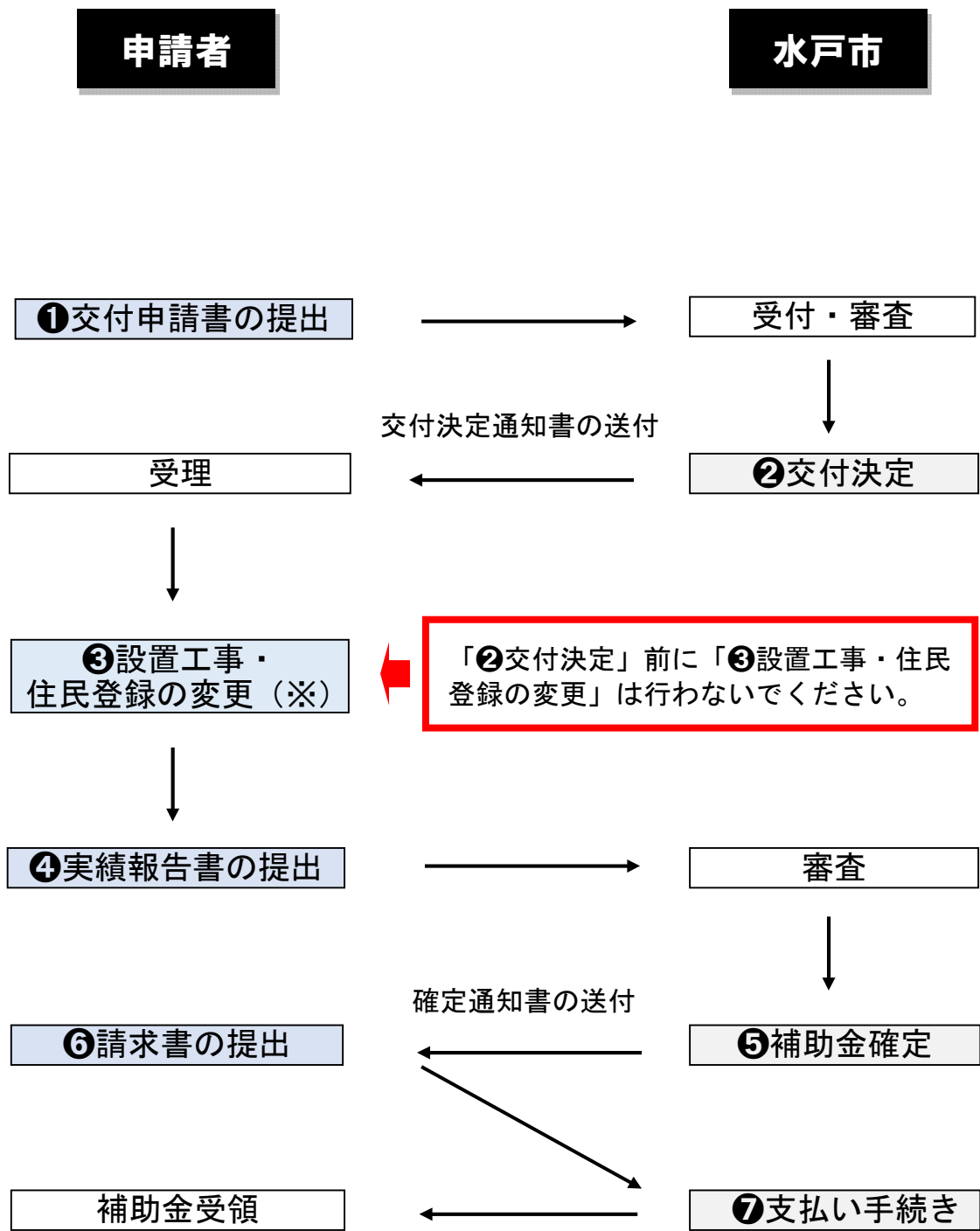
設備購入費及び設置工事費に関し補助します。上限 50,000 円。

4 補助金の交付対象となる方

以下の条件全てを満たすことができる方が対象となります。

- (1) 次のいずれかに該当する方で、設備購入費及び設置工事費を自ら負担する方
 - ア 現に自らが所有し、かつ、居住する市内の住宅敷地内に補助対象設備を設置する方
 - イ 自らが居住の用に供するために購入する市内の住宅敷地内に補助対象設備を設置する方
 - ウ 補助対象設備が設置された市内の住宅を自らが居住の用に供するために購入する方
- (2) (1)イ又はウに該当する方にあつては、申請年度内においてその住宅に居住する見込みであること。
- (3) 申請者又は申請者と同一住所地に居住する方が電気自動車等（分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものに限る。）を所有している又は所有する予定であること。
- (4) 申請者又は申請者と同一の世帯に属する方が、過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 市税の滞納がない方

5 手続きの主な流れ



(※) 住所の変更がある方のみ

①交付申請書の提出

交付申請書に必要な書類を添付し、電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）の設置工事が行われる（電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）が設置された住宅の購入の場合にあつては、その住宅への入居）2週間以上前までに提出してください。

【申請時に必要な書類】

No.	申請時に必要な書類	チェック ☑
1	●交付申請書 必須	
2	●設置する電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）の概要等 必須 電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）の設置工事を契約した業者に作成を依頼してください。	
3	●電気自動車等を既に保有している場合は、自動車検査証の写し、保有していない場合は、購入等を行ったことがわかる書類（例：購入契約書や注文書の写し等） 必須	
4	●設置箇所又は設置予定箇所の写真（※1） 必須	
5	●電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）設置承諾書（※2） 該当者 申請者以外の方が所有する住宅に設置する場合のみ提出してください。押印する場合は、申請者とは別の印を使用してください。	
6	●市税の納付状況等に関する調査についての承諾書又は水戸市の納税証明書（完納証明用） <u>納税証明書は水戸市発行のもののみ有効です。</u> 必須	
7	●相手方登録申請書 必須 補助金の振り込み先となる <u>申請者本人名義の口座</u> を指定してください。	
8	●その他市長が必要と認める書類 該当者	

（※1） 電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）の設置前と設置後で同じ場所と分かる写真を提出してください。住宅の建築前で更地等の場合は、その状態の写真が必要です。

（※2） 電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）を設置する住宅の所有者が複数（申請者含む。）の場合も提出が必要です。

例) 申請者がAさん、住宅所有者がBさんのみの場合

申請者がAさん、住宅所有者がAさんとBさんの複数の場合

②交付決定

市は、申請を受け付けた後、審査を行い、交付決定通知書を申請者へ送付します。受付から送付まで、2週間程度かかります。交付決定通知書は、なくさないよう大切に保管願います。

③設置工事・住民登録の変更

交付決定通知書受理後、設置工事・住民登録の変更（以下「設置工事等」という。）を行ってください。交付決定通知書にある交付決定日より前に設置工事等を行った場合は、補助金の交付対象外となりますので、ご注意願います。

電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）が設置されたを建売住宅を購入する場合でも、交付決定日より後に住民登録変更していただくようお願いいたします。

④実績報告書の提出

【提出期限：令和9年3月15日（月）または 設置工事完了から1か月後のいずれか早い日】

設置工事等完了後、速やかに実績報告書を提出してください。期限までに実績報告書（添付書類を含む）が提出されない場合は、補助金をお支払いすることができなくなる場合があります。やむを得ない理由で提出期限までに実績報告書を提出できない場合はご相談ください。

【実績報告時に必要な書類】

No.	実績報告時に必要な書類	チェック ☑
1	●実績報告書 必須	
2	●設置に係る領収書の写し 必須 <u>宛名が申請者単名</u> となっているもので、電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）の設置費用が含まれる旨及びその金額が <u>但し書き</u> に明記されている領収書の写しを提出してください。	
3	●設置の状況を示す写真（2種） 必須 電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）の設置前と設置後で同じ場所と分かる写真を提出してください。 また、設置した電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）のメーカー名、形式がわかる写真を提出してください。	
4	●住民票の写し（※1） 必須	
5	●相手方登録申請書（※2） 該当者 申請時に提出した相手方登録申請書の記載内容に変更がある場合に限りです。	
6	●その他市長が必要と認める書類 該当者	

(※1) 交付申請書の設置場所及び住民票の住所は、一致する必要があります。それらが異なる場合、同一の場所であることが確認できる書類を添付してください。

例) 申請時には地番で指定したが、住居表示により実際の住所は別に付番されている場合、地番と住所の関係性を示すため、「住居番号付番通知書」を添付してください。

(※2) 相手方登録申請書の住所と、電気自動車等充電設備（V2Hシステム）の設置場所は一致する必要があります。

⑤補助金確定

実績報告書の提出があった場合、市は審査を行い、補助金の金額を確定します。

⑥請求書の提出

交付決定通知書に同封された補助金請求書を実績報告書と併せて提出してください。

⑦支払い手続き

補助金請求書に基づき、指定口座に補助金を振り込みます。

6 その他

(1) 書類の書き方についての注意事項

ア 住所には字名を記入しないでください。

イ 黒のボールペン（消せるボールペンは不可）で記入してください。

(2) 写真に関しては、ピントが合ったはっきりと見える写真を提出してください。不鮮明な写真は不可とします。

(3) 補助金の交付決定後に、申請した内容に変更が生じた場合や、設置工事等が完了せず、提出期限までに実績報告ができない場合には、分かった時点で速やかに変更等承認申請書の提出をお願いします（提出期限は令和9年3月15日（月））。変更内容が分かる書類や、申請時（過去）に提出した相手方登録申請書の記載内容に変更がある場合は相手方登録申請書も併せて提出してください。

(4) 提出書類でコピーが必要な方は、提出前に必ずコピーをとっておいてください。

(5) 書類の提出は原則、申請者が行ってください。